平成 24 年度予算編成に向けて

平成 23 年 10 月 20 日 地 方 六 団 体

1. 東日本大震災からの復旧・復興

我が国は、今、東日本大震災からの復旧・復興、福島第一原発事故の早期 収束や除染対策への対応など、未曾有の国難に直面している。来年度予算に おいても、被災地の復旧・復興は政府として取り組むべき最優先課題である。

政府は、地域の主体性を生かし、迅速に復旧・復興対策に取り組むとともに、被災地の復興計画に基づく事業が、早期かつ円滑に推進できるよう、地方の自由度の向上を図り、国の財政措置を大幅に拡充すべきである。

また、地方は、国と協力・連携しながらそれぞれの責任を果たし、震災からの復旧・復興、そして日本の再生を成し遂げて行く。

2. 地域の経済、雇用対策の推進

現在の歴史的な円高は、産業の空洞化を引き起こし、我が国の経済活力や 雇用を失わせ、確実に我が国と地域の力を削いでいる。平成 24 年度予算編 成において我が国全体を視野に入れた対策が取られなければ、地方の経済活 力や雇用が失われ、「地方大不況」が発生し、震災からの復旧・復興はもと より、日本の国力自体がさらに低下しかねない。

政府は、我が国全体の景気回復を図ることが被災地の早期の復旧・復興にもつながることを強く認識し、被災地のみならず全国を視野に入れて実効性のある経済・雇用対策を実施することが不可欠である。加えて、我が国全体の成長力を高めるため、円高・デフレ対策を早急に実施し、特区制度の抜本的拡充などを含め、成長戦略を大胆に推進するべきである。

3. 地方財政対策の強化

地方において雇用確保や地域経済対策などを展開し、かつ、社会保障関係の経費増に対応するためには、来年度も、実質的に平成 23 年度水準を下回らない地方の一般財源総額を確保することが最低限必要である。

また、三位一体改革において、税源移譲額を上回る補助金カットが行わ

れ、さらに交付税の大幅削減に直面したことで、地方の活力が削がれ、現在の様々な地方行財政上の課題に対応できない状況にある。削減された交付税相当額について、交付税率の引き上げ等によりその復元を図り、地方の自主性を高めていくべきである。

なお、東日本大震災の復旧・復興事業に係る地方負担分は、被災自治体の状況を勘案して通常の歳入歳出とは別枠で整理し、地方交付税の加算等により地方財源を確実に確保すべきである。

平成 20・21 年度において創設された各種の基金は本年度末で期限を迎えるが、例えば緊急雇用創出基金は年に 20 万人近い雇用を生み出し、介護職員処遇改善交付金は、8 割超の事業所において介護職員の賃金水準を引き上げている。また、100 万人を超える妊婦の方々の健診も妊婦健康診査臨時特例基金によって無料化されている。

震災後の円高も含めた危機的な状況において、こうした事業が継続されなければ、地方は深刻な雇用危機に陥り、貧困による格差の拡大など重大な社会不安に陥る懸念がある。そもそもこれらの基金事業の多くは恒常的に行うべき事業であり、引き続き実施できるよう、制度の恒久化や期間の延長が行われるべきである。

4. 国庫補助金等の一括交付金化

現行の都道府県の地域自主戦略交付金については、地方公共団体の自由 裁量の拡大の観点から対象事業を拡大するとともに、対象事業の拡大に見 合った予算額を確保すべきである。

一方、経常補助金の一括交付金化については、対象となる現行補助金と 同額以上の予算額を確保するとともに、全国画一的なもの、特定の地域に 関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な事業は対象とす るべきではない。

市町村向けの国庫補助金等の一括交付金化については、年度間によって 事業費の変動が大きい等課題があることから、市町村の意見を十分踏まえ、 慎重に検討すべきである。

また、一括交付金化の対象外となる国庫補助金等についても、使途の拡大や手続きの簡素化を図るべきである。

5. 社会保障・税一体改革の推進

社会保障関係の費用は、国においても毎年1兆円を超える年金・医療等の経費増があり、地方でも毎年0.7~0.8兆円増加しており、国民が安心できる持続可能な社会保障制度の構築が急務である。

「社会保障・税一体改革」については、既存制度のみを前提とした財源論ではなく、障害者施策や生活・就労一体支援を含めた総合的な社会保障の全体像を国民に明確に示していくことが何より必要であり、社会保障サービスにおいて国と地方のそれぞれが担うべき役割を十分に踏まえながら、住民視点からの社会保障のあり方について協議すべきである。そのため、「国と地方の協議の場」(第1回臨時会合)で設置した分科会を早急に開催し、真摯な協議を開始するべきである。

また、地方単独事業は、国庫補助事業を補完し、住民に効果的な社会保障サービスを提供するために不可欠な役割を担っているものが多い。マンパワーに基づく地方の社会保障サービスや乳幼児や障害児(者)医療費助成等の住民生活に不可欠な地方単独事業は、社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的整理の対象に当然含めるべきである。

その上で、これら地方が社会保障制度において果たしている大きな役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、偏在性の小さい地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充など安定的な財源確保を図るべきである。

さらに、「社会保障・税に関わる番号制度」については、国民の理解を得つつ、地方の意見を十分に踏まえ、所要の法整備を迅速に行うとともに、本制度の導入に伴うシステム変更等の経費については、国において十分な財政措置を講じるべきである。

6. 子どもに対する手当等の見直し

来年度以降の子どもに対する手当の制度設計にあたっては、保育サービスをはじめとする子育て関係経費(現物給付)とのバランスに十分配慮するとともに、国と地方の役割分担や地方負担のあり方について、「国と地方の協議の場」において協議を進めるべきである。

また、手当に係るシステム改修については、準備期間を十分確保し、制度改正の周知徹底を図るとともに、それに係る費用については、全額国費とすべきである。

さらに、子ども・子育て新システムの制度設計についても同様に、地方と十分に協議が必要である。その際、子ども・子育て包括交付金(仮称)は、地域自主戦略交付金の議論と十分整合性を図るとともに、地方の自由度を拡大したものとして設計するべきであり、子どもに対する手当等、地方に裁量の余地のない義務的経費は含めるべきではない。

7. 地球温暖化対策のための財源

地球温暖化対策など環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた地方税財源を確保する仕組みとするべきである。

また、車体課税については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖 化対策の観点から、代替財源を示さない限り、現行の課税制度及び税収(当 分の間として適用されている税率による収入分及び減収補填特例交付金の 措置分を含む。)の水準は維持すべきである。